

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月9日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、A所在のB会社（以下「元請」という。）が元請であり、当該工事のうち給排水設備工事についてC会社（以下「会社」という。）が一次下請である住宅新築工事現場（以下「本件工事現場」という。）において、配管工として業務に従事していた。

2 請求人によると、平成25年2月2日、本件工事現場において水道メーターの交換作業（以下「本件交換作業」という。）を行っていたところ、土中に投棄されていた有機溶剤等の化学物質を吸い込み、本件交換作業終了後の車中において咳が止まらなくなり、また、頭痛や倦怠感が出現したという。

請求人は、同月4日、D医療機関に受診し、E医療機関に転医した後、平成26年9月17日、F医療機関を受診したところ、「化学物質過敏症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたため、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年3月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。また、請求人に労働者性が認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 請求人は、①有機溶剤を吸入したことにより本件疾病を発症したと主張していること、②会社の下請負人ではなく労働者であると主張していることから、まず、本件疾病の業務起因性について検討する。

(2) 業務起因性について

ア 有害因子へのばく露の有無・程度等について

(ア) 有害因子の有無について

a 使用された有機溶剤

本件工事現場において、有機溶剤を含む化学物質が使用されたのは、防水工事、塗装工事（当該工事に用いた建築塗装用ガンの洗浄又は刷毛の洗浄を含む。）及び給排水工事（接着作業）と認められるところ、前2者の工事に使用された商品は、「ハマタイトスーパーⅡ（基材）」、「ハイフローンフォックスグレー」及び「ニッペ1液ファインウレタンU100」であると認められる。

また、「ハマタイトスーパーⅡ（基材）」には、ミネラルスピリットが0～5%含有され、「ハイフローンフォックスグレー」には、トルエンが35%、キシレンが4.6%、メチルイソブチルケトンが1.0%、酢酸イソブチルが1.0%、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテートが1.0%、エチルベンゼンが4.6%含有され、「ニッペ1液ファインウレタンU100」には、ミネラルスピリットが35～40%、キシレンが0.1～1%含

有されることが認められる。

b 蒸気圧と蒸気密度について

これらの有機溶剤は、厚生労働省の職場のあんぜんサイトによると下表に示すとおり、蒸気圧が高く揮発性が高いものと蒸気圧が低いものの双方が認められるとともに、蒸気密度はいずれも高く、空気よりも重いと認められる。

なお、給排水工事に伴う接着作業に用いられた商品は不明であるが、接着という用途を前提とすると、含有されていた有機溶剤は、蒸気圧が高く、揮発性が高いものであったと推認することができる。

また、建築塗装用ガンの洗浄又は刷毛の洗浄に用いた商品も不明であるが、界面活性剤のほか、トルエンなどの有機溶剤が含まれているものが多いと考えられることから、含有されていた有機溶剤は、蒸気圧が高く、揮発性も高いものであったと推認することができる。

	蒸気圧	蒸気密度
トルエン	3.8 KPa (25℃)	3.18
キシレン	情報なし	3.66
ミネラルスピリット	0.1 - 1.4 KPa (20℃)	4.5 - 5
メチルイソブチルケトン	2.1 KPa (20℃)	3.5
プロピレングリコールモノ メチルエーテルアセテート	0.52 KPa (25℃)	4.6
酢酸イソブチル	1.73 KPa (20℃)	4.0
エチルベンゼン	0.9 KPa (20℃)	3.7

(イ) 有害因子へのばく露の有無・程度について

a 有機溶剤が本件工事現場で使用された時期について

有機溶剤を使用した工事は、上記のとおり、防水工事、塗装工事及び給排水工事（接着作業）であるところ、当該工事が行われた最終の時期は、防水工事は平成25年1月24日、塗装工事は同月10日、給排水工事は同月12日であるとそれぞれ認められ、本件交換作業が行われた同年2月2日の遅くとも1週間以上前には有機溶剤を使用した工事はいずれも終了し

ていると認められる。

なお、有機溶剤を含む化学物質又は当該物質が付着した刷毛等の用具が本件工事現場に廃棄されたと請求人が主張するところ、その根拠は、請求人が本件交換作業に伴う掘削を行った際にトルエン系の臭いがしたという申述、本件工事現場以外の現場で溶剤を捨てることが多いという申述であり、請求人も本件工事現場で「溶剤の廃棄を証明するものはない」旨申述している。

この点、工事を請け負った会社の下請会社が有害物質を施主の敷地内に廃棄するとは考えにくく、請求人もそのような行為をするのは元請が関係している現場だけと申述している。また、元請は廃棄の事実を否定しており、残液は持ち帰り、転用していると回答しているところ、転用可能なものは持ち帰るのが通常と判断されることから、仮に廃棄されたとしても、刷毛等の用具を洗浄した後の汚染された溶剤や洗浄しても使用に耐えない刷毛等の用具にとどまると認めることができる。

そうすると、仮に廃棄されたとしても、当該工事の終了に伴って行われたものであって、かつ、その量は少量にとどまると推認され、いずれにしても本件交換作業が行われた平成25年2月2日の遅くとも1週間以上前には本件工事現場における有機溶剤の使用は終了していると認められる。

b 有害因子へのばく露の有無・程度について

以上認定したことからすると、本件工事現場における有機溶剤の使用は本件交換作業が行われた平成25年2月2日の遅くとも1週間以上前には終了しており、使用した有機溶剤のうち、蒸気圧が高いものは、少なくとも屋外においては、当該有機溶剤はすみやかに揮発・拡散し、蒸気圧の低いものは緩徐に揮発し、拡散するため、いずれにしても本件工事現場の屋外における有機溶剤の濃度は極めて低濃度にとどまったと推認することができる。

また、請求人が主張するところ、仮に本件工事現場の地中に有機溶剤が廃棄されていたとしても、その量は上記のとおり、少量にとどまり、当該有機溶剤は地中に浸透し、又は揮発していると推認されること、更に残留していたとしても、その蒸気密度は高く、空気よりも重いことから、穴の底に滞留すると考えるのが自然であって、穴をのぞきこむことによって、高濃度

の有機溶剤に請求人がばく露したと推認することは困難であり、仮に有機溶剤を吸入したとしても低濃度のばく露にとどまると認められる。

なお、請求人は、本件交換作業において、穴に上半身を入れて作業をしていたと主張するが、穴は隣地との境界と家屋との間において掘削されたこと、隣地の境界と家屋との間隔は、30cmを下回ると推計されることから、当該穴の幅はさらに狭いものとなるので、上半身を入れる方法で本件交換作業を行うことは極めて困難である。

したがって、本件交換作業に当たり腕を当該穴に入れることも併せて考慮すると、上記のとおり、本件交換作業においては、穴をのぞきこむにとどまると認められるので、請求人の主張は採用できない。

イ 小括

そうすると、請求人が本件交換作業を行うに際して、本件疾病の原因となる有機溶剤等の化学物質の高濃度のばく露を認めることはできないから、G医師が平成29年10月25日付け意見書において述べるとおり、本件疾病の発症と業務との間の相当因果関係を肯定することはできない。

なお、請求人が根拠とするH医師の意見は、要旨、「建設現場の空気汚染化学物質が大量に流出して、掘っている穴に溜まったことは間違いない」、「急性中毒症状の段階を乗り越えて、頑張って作業を続ける」と本件疾病に罹患するというもの、つまり高濃度ばく露を前提とするものであるところ、上記で示したとおり、その前提に欠けるから採用することができない。

(3) その他

上記のとおり、請求人の本件疾病の業務起因性は認められないから、請求人のその余の主張を判断するまでもなく、その請求は理由がない。

4 結 論

よって、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月8日